

平成 27 年第 9 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 27 年 6 月 4 日 (木)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 27 年 6 月 4 日 (木) 午後 3 時 30 分	
	閉 会	平成 27 年 6 月 4 日 (水) 午後 4 時 25 分	
出 席 ・ 欠 席 委 員	出席委員	二見吉康・清胤祐子・河野義文・正山幸夫・池野博文	
	欠席委員	なし	
職務により会議に出席した者	次長	國本育宏	
	生涯学習課長	佐々木昭三	
	学校教育課長	片山豊和	
	主幹	沖本直樹	
	主幹	萩原英子	
会議に付した事件及び採決結果	議案第 15 号	安芸太田町社会教育委員の委嘱について	原案可決
	議案第 16 号	安芸太田町図書館協議会委員の委嘱について	原案可決
報告協議事項	1 平成 27 年度安芸太田町一般会計補正予算について 2 6・7 月行事予定について (生涯学習課) 3 学校と警察の相互連絡制度の導入に向けて 4 広島県基礎・基本定着状況調査について 5 協調学習の研究推進について 6 安芸太田町教育委員学校訪問について 7 その他		

## 【 議 事 録 】

### 日程第1 開会

教育長)

定刻になりましたので、平成27年第9回安芸太田町教育委員会を開催いたします。

(午後3時30分開会)

私からの報告ですが、前回から間がありませんので、前回報告したこと以外のことについて報告をさせていただきます。

我々が5年間取り組んでまいりました東京大学との連携に関して東京大学の三宅なほみ教授が亡くなられて、今日葬儀が行われています。大きなお別れの会は来月に予定されていると聞いておりますが、これまでの積み上げが崩れないように少しでも前進させていくようにと教職員とも話しています。

先ほど町長のからもありましたが、昨日加計小学校の新校舎建築工事の安全祈願祭が行われました。

それでは報告協議は以上とさせていただきます、議事のほうに入らせていただきます。

本日の会議議題はお手元に配付した通りですが、議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

清胤委員)

議案第15号「安芸太田町社会教育委員の委嘱について」及び議案第16号「安芸太田町立図書館協議会委員の委嘱について」はいずれも人事に関する案件ですので審議は非公開が適当であると思います。

さらに報告協議第1号「安芸太田町一般会計補正予算について」は正案になる前の内部検討の段階のものでありますから審議は非公開が適当ではないかと思えます。

他の委員)

異議ありません。

教育長)

ただ今の意見について採決いたします。議案第15号「安芸太田町社会教育委員の委嘱について」及び議案第16号「安芸太田町立図書館協議会委員の委嘱について」、並びにその他の項目にあります安芸太田町一般会計補正予算については公開しないことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。したがって本日の議題について、先ほどの議案第15号及び議案第16号並びに安芸太田町一般会計補正予算に関する議事は公開しないで審議することとします。

日程第4報告協議の2から入らせていただきます。6月7月の行事予定について生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長)

7月の28日（火）から31日（金）まで第53回全国高等学校ライフル射撃協議選手権大会が開催されます。今回が本町で10回目の開催となります。地域活性センターのこれまでの補助金が廃止されますが、来年度以降新たに単年度でございまして、400万の助成をいただいで引き続き5年間は開催する予定です。

教育長)

当面の行事について質問がありますか。

3学校と警察の相互連絡制度の導入について説明をお願いします。

教育次長)

先日、町教育長会がございまして、そのときに県警のほうから出されました資料でございます。

現状ということで、平成13年度から「学校連絡制度」が導入されています。この制度では、警察署から非行等の状況に関する情報について当該児童生徒が在籍する学校へ連絡することとなっています。しかし、一方では校内暴力等が発生しても依然として警察への連絡を躊躇するなど学校と警察の連携が、密に行われていない状況も認められます。

次に課題と目的でございまして、こうした背景には「学校連絡制度」が双方向の制度になっていないことが要因の一つとして挙げられます。警察からの一方的な連絡になっている現状を改善し、学校からの事前の相談、事後の状況報告等に係る相互連絡制度が定着すればお互いが気軽に相談できる間柄が構築できて児童生徒の諸問題の解決についてより一層の連携が図れるものと考えています。

連絡内容としては、警察から学校へ連絡する事案ということで、例えば児童生徒の犯罪行為等に関する事案、ぐ犯行為や喫煙、怠学等の継続的な不良行為に係る事案、声掛け事案や不審者等の情報が挙げられます。

一方、学校から警察へ連絡する事案としては、児童生徒の犯罪行為等に関する事案、いじめ事案、児童虐待事案、居所不明事案、性の逸脱行為、喫煙、退学等の継続的な不良行為などが挙げられます。

これに係る法的な問題として個人情報保護に関する法律がございまして、「個人情報については当該実施機関以外のものに提供してはならない。」となっておりますが、除外事由として児童の健全な育成にかかって特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合に条例に対する解釈として、個人情報の提供については児童生徒の健全育成の観点から警察と学校が情報提供することが「目的外提供」に当たらないと判断されます。

今後は、相互連絡制度ということで地元教育委員会と所轄の警察署が協定書を交わしていくことを計画しています。5ページにありますのが広島県の教育長と県警本部の本部長による協定書の案でございまして、これを市町に広げていくということで、今日の教育委員会議でご承諾いただければ安芸太田町教育委員会と山県警察署で協定書を交わしていくという計画でございまして。

教育長)

まず質疑からお願いします。

河野委員)

この制度はどの程度までやらなければいけないことなのか明確にはされていないのですか。すべての問題ということであれば、あとでなぜ言わなかったのかということになっては

よくないと思います。どのような縛りがあるのでしょうか。

教育次長)

学校と警察の連絡を密にしていくための制度ですが、発端は川崎市であつたいじめによる殺人事件です。学校でいろいろ情報があつたにもかかわらず躊躇した中で警察に連絡されることはありませんでした。もし警察でも情報がわかっていれば早めに動けて未然防止に取り組むことができたかもしれません。このような事前の情報も含めて警察と教育委員会で協定書を結ぶという流れでして、なぜ言わなかったのかという罰則というところまではありません。

河野委員)

今までもそういうことは制度にはなかつたかもしれないが、積極的にお互いが情報交換をしようということはあると思います。私も少年補導協助手として、中学校では挨拶運動とか参観とか行事の参加などしてきていますが、小学校についても担当制を設けていくようにという話がありました。中山間地でも警察が入っている学校があるということで、ぜひ巡回指導をやって欲しいということがありました。この制度のことをメンバーにも伝えたいと思います。こう言う制度ができることでメンバーの活動をある程度後押しができると思います。

今まですべての情報を学校からは出しにくいということがあると思うので、より一層学校も情報をオープンにさせていただいて、こういう事件が未然に防げるようになればよいと思っています。こういう制度がすでに導入されたと他の人へ言ってもよいのでしょうか。

教育次長)

協定書の案が警察署から教育委員会へ届きまして、お互いが合意することができれば協定書を結びます。町としてもホームページや広報などで保護者の方にも知っておいていただかないといけなくて町民の方へ情報提供をさせていただきたいと思います。また協定書を結んだときには教育委員の皆様にお知らせをしたいと思います。

教育長)

先日山県署から担当課長が来られて安芸太田町教育委員会教育長と山県署長との協定書を交わしたいということで同じ説明をされました。北広島町とも同様の話を進めるようにやっているとのことでした。北広島町とは別紙でそれぞれ交わしたいということでしたので、教育委員に賛同いただいた上でその意を伝えますからと回答をしています。これは県教委側のものですが、内容についてほぼこれに近いものになると思いますので、協定書案をいただいてご協議をさせていただいて、正式調印にいたりましたらいろいろな方法で学校関係者関係者、保護者、地域の皆様方に周知啓発していくことにしていきたいと思います。また北広島町と協議してできるだけ同一歩調で趣旨を理解していこうということにしております。

河野委員)

山県署ではどこが担当になるのでしょうか。

教育次長)

生活安全刑事課長です。

清胤委員)

心配なことがあるのですが、相談ただけでその生徒の汚点にならないか、そういうことがないようにということが一つです。

もう一つは、学校と警察が緊密になることは安心感があるのですが、このことによって家庭

との連絡がおろそかにならないように、家庭との連携をより緊密にさせていただきたいと思ひます。

教育次長)

情報提供した場合には、後で本人に情報開示したことを伝えなければならないことになっていふますので、家庭にも伝えていかないといけないと思ひます。

児童生徒にも将来がありますので汚点にならないように連携をとっていきたくと思ひます。

教育長)

事務局からも話がありました、学校から警察へ連絡する事案として犯罪行為等に関する事案などが挙げられていますが、居所不明事案について、子供がどこに行っているのか分からないという事案が広島県でも7件ぐらいあるそうです。こういうことが我々の地域になじむかどうかということはあるんですが、都市部、山間部という区別はできなつてきていますので、そういう中でできれば追加したいということでありました。

今後この協定を締結の方向で進めていくということでは皆さんいかがございましょうか。

教育委員)

(異議ありません)

教育長)

では、随時進捗状況を報告させていただきながら、山県警察署と内容について協議をしてまいりたいと思ひます。

4 広島県基礎・基本定着状況調査について説明をお願いします。

沖本主幹)

6月9日(火)に広島県基礎・基本定着状況調査が行われます。内容については例年と大きな変更点はありません。結果の点数だけではなく、これは県が出しております報告書でございりますが、どのような指導が効果的であるかを分析してまとめたものです。結果だけではなくてその後の指導に生かせるように指導してまいりたいと思ひます。

教育長)

5 協同学習の研究推進についてお願いします。

沖本主幹)

7ページには加計中学校で行います研究授業について開催要項を載せております。今回は数学の授業を公開して研究を進めることとしていふます。参加者のところを見ていただきますと町内だけでなく県内の市町教育委員会、県外でCoREFの研究を一緒に進めている浜田市、津和野町、周防大島の久賀小学校、防府市の華西中学校にも案内を出していふます。

講師としては東京大学の斉藤特任助教においでいただくことにしてあります。斉藤特任助教には17日についても加計中学校の授業を指導していただくこととしてあります。

8ページ、9ページには町内の協同学習の実践予定を載せてあります。この町内の実践予定をホームページに掲載することを予定してあります。このように広く公開することにより研究授業以外でも見に来てもらえるよう県内に情報発信をしていきたくと思ひています。

教育長)

2件あわせて御質問や御意見がございふますか。

(質問・意見なし)

次に、安芸太田町教育委員学校訪問についてお願いします。

沖本主幹)

10 ページのように教育委員の学校訪問を計画していますが、一覧を見ていただき、これによければ各学校へ通知をさせていただきたいと思います。ご都合はいかがでしょうか。

(教育委員の予定を聞く。)

今後また変更がございましたら事務局へお知らせください。

教育長)

北広島町との山県地教連の日程について児玉課長補佐から相談がありましたが、予定はいかがでしょうか。

(教育委員の予定を聞く。)

こちらについてもまた正式に決まりましたら通知をさせていただきたいと思います。

他にないようでしたら、続いて先ほど公開しないと決定した議案についての審議を行いますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。

(傍聴者退席する。)

(議案第 15 条安芸太田町社会教育委員の委嘱について及び議案第 16 条安芸太田町立図書館協議会委員の委嘱について審議後原案のとおり可決)

(平成 27 年度安芸太田町補正予算案について教育委員から意見聴取)

教育長)

その他をお願いします。

沖本主幹)

次回の会議日程の調整をお願いします。

(日程を協議する。)

教育長)

では、次回は 7 月 8 日午前 9 時 30 分開会を予定します。  
町長と調整しますので、教育大綱にかかわる総合教育会議ということもお含みください。

本日の平成 27 年第 9 回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。

(午前 11 時 18 分 閉会)